

# 東京環境測定センターニュース

(No. 170号)

## 1. 印刷事業所における有機塩素系洗浄剤のリスク

大阪市の印刷事業所など相次いで従業員が胆管がんを発症していた問題で、厚生労働省はこれまでに全国で確認された発症者が24人、このうち死亡したのが14人にのぼる(2012/7/25時点)ことを明らかにしています。さらに、胆管がん以外の肝機能障害、胃がん等の健康障害とも因果関係がある疑いが強まってきています。

厚生労働省では、有機塩素系洗浄剤に含まれる1,2-ジクロロプロパンなどの脂肪族有機塩素化合物が健康被害を引き起こす可能性が強いとして、疫学的調査手法を用いて発症状況の解明を行うこととしています。

今後は既存化学物質対策として、6万種類を対象に労働者へのばく露の実態等を踏まえて対象物質を明確に絞り込んだ上で、がん原性やリスクの評価を行い、これらの結果に応じて化学物質の規制を強化する取組を実施すると発表しています。

また、大阪市の事例では「十分な換気をしなかったことが発症に影響した可能性がある」として、業務と発症の因果関係が強く疑われており、厚生労働省では換気が不十分な場所では有機塩素系洗浄剤を用いて洗浄作業を行う場合は、法令等の規制対象となっていない場合でも、適切な換気(全体換気、局所排気等)の確保や作業方法等の改善が必要と指導が行われています。

東京環境測定センターでは、十分に経験を積んだ作業環境測定士が、各作業場所の作業環境測定を行ない、その結果の評価に基づき、適切な作業方法、換気方法、局所排気設備の選定等、環境改善策を提案させていただきます。

是非、この機会に現在使用している溶剤の種類、作業環境状況等の確認・見直しを行って頂き従業員の皆様が安心して働ける職場環境の安全確保をお願いいたします。

何かご不明点、ご心配点などについて、弊社までお気軽にお問い合わせ下さい。

## センター設備紹介 (Vol.26)

### GC-2014(FID) FID付ガスクロマトグラフ



この装置は、主に作業環境測定における有機溶剤類の分析に使用しています。

胆管がんが発症した事業場では、洗浄作業において有機塩素系洗浄剤の使用が確認されています。その主成分には、ジクロルメタン(別名:ジクロロメタン、塩化メチレン)及び1,2-ジクロロプロパン(別名:二塩化プロピレン、塩化プロピレン)などの脂肪族塩素化合物が含まれています。このGCは、これらの脂肪族塩素化合物の分析が可能です。

1,2-ジクロロプロパンは、作業環境測定の対象物質ではないため、「作業環境測定評価基準」に掲げる「管理濃度」が存在しません。しかし、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針」に基づき作業環境の測定の結果を評価するために使用する「基準濃度又は評価指標」として、「10ppm」が示されています。当社ではその1/10にあたる1ppmの測定が可能です。

ご質問、お問い合わせは、営業開発課長 小出 TEL (03) 3895-1141 までお願いします。